

浪江町エネルギーセンター整備事業
第2回公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

浪 江 町

第 I 総則

1 事業の名称

浪江町エネルギーセンター整備事業

2 事業の目的

浪江町では、東日本大震災からの復興を目的として駅前開発事業を推進しており、2022年3月に策定した「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」において、『エネルギーを使う町から、作り・集め・つなぐ町へ～RE100のライフスタイルを発信する町～』を将来像として掲げ、その実現を目指している。

町は復興計画において、原子力に依存しないエネルギーの地産地消を掲げ、全国に先駆けたエネルギーのまちづくりを重要施策として推進してきた。2016年3月からは復興スマートコミュニティ事業として、公共施設への再生可能エネルギー導入、一括受電とCEMSによる余剰電力融通、蓄電池や燃料電池を組み合わせたピークカット・ピークシフトなど、先進的な取組を継続している。

さらに、2020年3月には世界最大級の再生可能エネルギー由来電力を用いた水素研究拠点「福島水素エネルギー研究フィールド」が稼働し、2021年7月には「なみえ水素タウン構想」を策定し、多様な水素実証事業を進めてきた。

本事業で整備するエネルギーセンターは、これまでのスマートコミュニティ及び水素関連の取組を駅前エリアにおいて発展的に展開し、再生可能エネルギーと水素を組み合わせた利活用を、実際の施設運用を通じて発信する拠点として整備するものである。

本施設は、企業・研究機関・自治体等による視察や実証事業の受入れを想定し、先導的なエネルギー利活用を体感・検証できる場として機能させることで、新たな技術実証や事業創出の促進を図ることを目的とする。これにより、町が蓄積してきた知見や成果を広く発信し、エネルギー関連産業の集積や地域産業の活性化につなげる中核拠点として活用する。

なお、本施設の整備にあたっては、2024年6月の国家戦略特別区域諮問会議において「福島県及び長崎県」（新技術連携“絆”特区）が新たに国家戦略特区として指定され、2025年3月17日の内閣府特区WG（圧縮水素の貯蔵上限緩和）において、本町のエネルギーセンターは建築基準法第48条第1項ただし書き許可による特例許可手続きにより整備を進める方針が示された。これに伴い、特例許可権者である福島県建築指導課及び、高圧ガス保安手続きの所管である相双地方振興局（第一種貯蔵及び特定消費）との協議が必要となる。全国に先駆けた取組であることから、本施設の設計・施工にあたっては、水素の取扱い及び安全対策に関する高度な専門的知見と技術が求められる。

このため、本事業では、価格のみならず、技術力、実績、提案内容等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定することを目的として、設計及び施工を一括して発注する公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

3 発注方式

本事業は、公募型プロポーザル方式により選定した優先交渉権者が実施設計業務、工事監理業務及び建設業務を一括して行う「デザインビルド方式」により実施するものとする。

4 事業の概要

本事業において選定事業者が実施すべき基本的業務は、以下のとおりとする。なお、各業務の詳細は「浪江町エネルギーセンター整備事業要求水準書」に定める内容によるものとする。

(1) 計画地

所在地： 双葉郡浪江町大字権現堂字北深町5地内

敷地面積： 約2,700㎡

(2) 整備施設

エネルギーセンター管理棟、水素貯蔵格納庫、高圧受電設備、太陽光発電設備、燃料電池、蓄電池、電力監視設備、外構、備品の整備

(別工事で発注する、自営線・CEMS工事との調整を図ること)

(3) 業務範囲

ア 実施設計業務

- ・実施設計業務
- ・積算業務
- ・各種申請業務
- ・住居地域における水素の貯蔵上限緩和のための福島県建築審査会申請に係る支援業務
- ・高圧ガス保安法に基づく第一種貯蔵所許可申請並びに特定高圧ガス消費者届出に係る手続支援業務
- ・交付金等申請に係る支援業務

イ 工事監理業務

ウ 建設業務

- ・建設業務(外構工事を含む)
- ・施工段階に係る各種申請業務
- ・交付金等申請に係る支援業務

(4) 工期

契約締結日から令和10年12月28日(木)まで

(ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで)

5 事業費

提案見積上限額2,068,000千円(税込)

令和8年度の支払上限額は99,000千円以内(税込)とする。

燃料電池本体(設置費除く)の提案見積上限額は133,100千円(税込)とする。

6 費用の負担

事業者は、町が施設の引き渡しまでに要する全ての費用、国・県からの交付金申請等のための資料、会計検査用資料の作成費用を負担する。

なお、各種リスクに応じた費用の分担は【添付7】のリスク分担表による。

7 事業費の支払い

(1) 実施設計の実施について

本業務に係る実施設計は令和 8 年度に実施し、その成果に基づき工事費を算出するものとする。
実施設計に要した事業費は令和 8 年度に執行する。

(2) 工事発注について

工事の発注は、令和 9 年度から令和 10 年度にかけて実施するものとする。

(3) 設計書・見積書の承認について

実施設計業務完了後、受託者は設計書、見積書その他必要な書類を提出するものとする。提出された設計書・見積書等は、令和 9 年度および令和 10 年度の各年度における執行計画に反映し、発注者の確認および承認を受けるものとする。

なお、工事の執行は、令和 9 年度分および令和 10 年度分のそれぞれの執行計画に従い行うものとする。

(4) 概算払いについて

受託者は、実施設計に係る委託費については当該年度の契約上限額の三割、施工に係る工事費については当該年度の契約上限額の四割を限度として概算払を請求することができる。

第Ⅱ 参加者の要件

1 参加者の構成等

- (1) 参加者は、町の求める性能を備えた本施設の実施設計、工事監理及び建設を行うことができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成された特定建設共同企業体（以下、「共同企業体」という。）、又は単体企業とする。
- (2) 参加者は、本施設の実施設計を行うもの（以下、「設計企業」という。）、本施設の工事監理を行うもの（以下、「工事監理企業」という。）、及び本施設を建設するもの（以下、「建設企業」という。）により構成されるものとする。なお、一社が各々の業務を兼ねて実施することは差し支えない。
- (3) 本プロポーザルに参加する単体企業は、他の共同企業体の一員（以下、「構成員」という。）となることはできない。また、一共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。

2 共同企業体の参加要件等

参加者が共同企業体である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 共同企業体の構成員の数は 3 社以内とし、構成員のうち建設企業については、最小の出資者の出資割合は構成員の数が 2 社の場合は 30% 以上、3 社の場合は 20% 以上とする。
- (2) 一共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、又は人事面で関係のある者が、他の共同企業体の構成員でない。

注)「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいい、以下においても同様とする。

- (3) 共同企業体のうち、中心的役割を担う者で施工能力の大きい者を代表企業とし、参加資格審査における提出書類にて明らかにすること。
- (4) 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約協議など町との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、契約書（案）を参照すること。

3 参加者の資格要件等

(1) 参加者の共通資格要件

参加各社は、それぞれ次に掲げるア～クの資格要件を満たすこと。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないものであること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 30 条の規定により更生手続き開始の申し立てをした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

カ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

キ 過去 2 年間、法人税、消費税、事業税、法人市民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。

ク 浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成 20 年 12 月 25 日告示第 68 号）により指名停止期間中の者でないこと。

(2) 設計企業の資格要件

設計企業は、次に掲げるア～エの資格要件を満たすこと。共同企業体において設計企業が 2 社以上となる場合、1 社は全ての資格要件を満たし、その他はア、イを満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 一次審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。

ウ 過去 10 年間に、一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 に規定する都市型圧縮水素スタンドの設計業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。

エ 参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置できること。

(3) 設計企業の管理技術者の資格要件

設計企業の管理技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士であること。なお、設計企業の管理技術者は、工事監理企業の工事監理者、建設企業の監理技

術者及び現場代理人を兼ねることはできない。

(4) 工事監理企業の資格要件

工事監理企業は、次に掲げるア～ウの資格要件を満たすこと。共同企業体において、工事監理企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たし、その他はア、イの資格要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 一次審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。

ウ 過去10年間に、一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタンドの新築工事の監理業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。

エ 参加表明書の提出日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である工事監理者を配置できること。

(5) 工事監理企業の工事監理者の資格要件

工事監理企業の工事監理者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定に基づく一級建築士であること。なお、工事監理企業の工事監理者は、設計企業の管理技術者、建設企業の監理技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。

(6) 建設企業の資格要件

建設企業は、次に掲げるア～エの資格要件を満たすこと。共同企業体において建設企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「建築工事業（建築一式）」の特定建設業許可を有すること。

イ 建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書の総合評定値（P点）のうち建築一式工事が、900点以上であること。

ウ 過去10年間に、一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタンドの新築工事を元請として受注し、完了した実績を有すること。

エ 以下の(ア)、(イ)の要件を満たす監理技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置できること。

(ア) 1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

(イ) 参加表明書の提出日において、参加者の組織と3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(7) 建設企業の監理技術者及び現場代理人の資格要件

建設企業の監理技術者及び現場代理人は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定に基づく一級建築士または建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく1級建築施工管理技士であること。なお、監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。

4 参加者の参加資格確認基準日

参加者の参加資格の確認は、参加資格審査書類の提出日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者決定日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

5 複数企業からなる参加者の構成企業の変更

審査書類により参加の意思を表明した参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は町と協議を行うものとする。協議の結果、町が妥当と判断した場合は代表企業を除く構成企業については参加資格の確認を受けた上で変更することができるものとする。

第Ⅲ 選定の手順

1 選定の方法

本事業は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

2 選定のスケジュール（予定）

○実施要領等の公表・配布	令和8年5月1日（金）
○質問書の受付期限	令和8年5月18日（月）
○質問への回答・公表	令和8年5月19日（火）以降
○参加表明書等審査書類の提出	令和8年5月25日（月）12時00分まで
○ヒアリング実施者への通知	令和8年5月25日（月）13時00分以降
○ヒアリングの実施・選定事業者の決定	令和8年5月27日（水）
○選定事業者の決定通知書の送付	令和8年5月27日（水）
○実施協定書・工事請負仮契約締結	令和8年5月頃
○工事請負契約の議決	令和8年6月中旬

3 実施要領の公表

町は、令和8年5月1日（金）に本事業の公募と同時に、次に示す書類（以下、「実施要領等」という。）を公表する。

- ・実施要領
- ・要求水準書
- ・優先交渉権者決定基準
- ・提案様式集
- ・工事請負（仮）契約書（案）
- ・工事監理業務委託契約書（案）
- ・事業実施協定書（案）
- ・添付資料

4 実施要領等に関する質問の提出、回答の公表

令和8年5月18日（月）までに、実施要領等に関する質問を提出する。質問は、【添付10】質問書に質問ごとに簡潔に記載し、データを電子メールにより、第Ⅴの3に記載する問い合わせ先のメールアドレスに提出する。質問を提出した者は必ず担当者に到着の確認を行うこと。

なお、本事業に係る質問以外には、回答しない。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術又はノウハウ等、質問者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年5月19日（火）以降、町ホームページで公表する。

5 審査（参加資格審査・基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査）書類の提出

参加者は、審査に必要な書類を以下のとおり提出する。審査書類の様式については提案様式集を参照すること。

提出期限	令和8年5月25日（月）12時00分まで
提出場所	浪江町産業振興課新エネルギー推進係
提出方法	参加者（共同企業体の場合は代表企業）による持参 （郵送や電子メールは不可）
提出書類	ア 参加資格審査に関する提出書類 イ 技術提案に関する提出書類 6部 （提案内容がわかる平面図・立面図等及び説明用の資料（任意）を含む） ウ 事業費見積書に関する提出書類 6部

6 審査（参加資格審査）及び結果の通知

町は、提出された審査書類をもとに、参加者が「第Ⅲ 参加者の要件」で規定する要件を満たしているか確認を行い、資格審査結果通知書を令和8年5月25日（月）以降に参加者に郵送する。

なお、審査を通過しなかった参加者は、通知を受けた日から7日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

7 審査（参加資格審査）通過後に参加を辞退する場合

資格審査結果通知書の受領後に参加を辞退しようとする場合には、審査（基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査）書類の提出期限である令和8年5月26日（火）の午後5時までに、辞退届（様式1-12）を1部（押印原本）、浪江町産業振興課新エネルギー推進係に持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便で期日までに必着）により提出すること。なお、郵送する場合は必ず担当者に到着の確認を行うこと。

8 審査（基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査）の手順

審査は、次の(1)～(4)に示すとおり実施する。詳細については、【添付 2】優先交渉権者決定基準を参照すること。なお、技術提案の内容は、経済性、工期等の条件を踏まえて実現性の高い提案とすること。

(1) 基礎審査

町は、提出された審査書類の記載内容について、本事業の基本的条件及び要求水準を充足しているか確認する。その結果、充足していないと判断される場合は、当該提出書類の提出者に確認の上、失格とする。

(2) 価格審査

参加資格審査通過者から提案された価格について、実施要領等で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかを確認する。価格の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否か判断する。

なお、価格については、【添付 2】優先交渉権者決定基準に基づき、得点を付与する

(3) 実績審査

実績審査項目については、【添付 2】優先交渉権者決定基準に基づき、参加資格審査通過者の過去 10 年（基準日は、参加表明書の提出日とする。）の実績を審査し、得点を付与する。

(4) 技術提案書審査

技術提案審査項目については、【添付 2】優先交渉権者決定基準に基づき、技術提案内容を審査し、得点を付与する。

10 優先交渉権者の決定・公表

町は、技術提案書審査委員会の審査報告を踏まえ、総合評価点の最も高い提案をした者を優先交渉権者と決定する。また、総合評価点の最も高い提案をした者が 2 以上あるときは、【添付 2】優先交渉権者決定基準に基づき、来庁のうえ該当者によるくじ引きにより優先交渉権者を選定する。結果については、審査結果通知書を令和 8 年 5 月 27 日（水）以降に参加者に郵送する。なお、特定されなかった参加者は、通知を受けた日から 7 日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

また、町は結果について、町ホームページ等で公表する。

なお、町は、優先交渉権者との間で優先的に事業実施協定書の合意に関する交渉を行うものとし、優先交渉権者と交渉が整わない場合に、優先交渉権者の次に優れた提案を行った者と交渉を行うものとする。

また、優先交渉権者（共同企業体の場合は代表企業又は構成員）が、優先交渉権者の決定から工事請負契約の締結までに、町との契約に関して以下の事由に該当した場合は失格とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 項第 1 号又は第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (2) 贈賄・談合等著しく町との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人又は法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

11 プロポーザル選定委員会の設置

技術提案書の審査は、町が設置した浪江町エネルギーセンター整備事業プロポーザル選定委員会において行う。

12 プロポーザル参加に係る留意事項等

(1) 実施要領等の承諾

参加者は、町への参加資格審査書類の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとす。

(2) 費用負担

プロポーザル参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取り扱い

ア 提出書類の返却

参加者より提出された書類は、返却しないものとする。

イ 著作権

町が示した図書の著作権は町に帰属し、その他の提出書類の著作権は各参加者に帰属する。

なお、町は本事業において、公表時には、優先交渉権者の承諾を得たものとして、基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査書類のうち、「提案に関する提出書類」及び「設計図書に関する提出書類」の全部又は一部（公にすることにより参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を無償で使用できるものとする。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

エ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え、再提出は、町から指示する場合を除き、認めない。

オ 追加資料の提出

町は、必要と認めた場合、追加資料の提出を要求することがある

(4) 町からの提示資料の取扱い

町が本事業に関して提供する資料は、本事業へのプロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案のみ行うことができる。

(6) 虚偽の記載をした場合

参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

(7) 使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

第IV 契約に関する事項

1 前提条件

本事業は、令和8年度の地域未来構想交付金および脱炭素先行地域推進交付金の採択を前提として実施するものである。そのため、当該交付金が不採択となった場合は、公募を取りやめる、または契約を締結しない場合がある。

2 事業実施協定書の締結

町と優先交渉権者は、速やかに【添付6】事業実施協定書（案）に基づく事業実施協定を締結する。優

先交渉権者が共同企業体の場合は、町と共同企業体における代表企業にて締結する。

3 契約の締結

(1) 工事請負契約の締結

工事請負契約の締結 町と優先交渉権者は、優先交渉権者決定後、速やかに【添付 4】工事請負仮契約書(案)に基づく工事請負仮契約を締結する。本仮契約は、令和 8 年度浪江町議会において工事請負契約の議決を経たときに本契約として効力を生じるものとする。

(2) 令和 8 年度（1 年目）における実施設計完了時点での暫定確定額の設定

受託者は、令和 8 年度に実施する実施設計が完了した段階（1 年目完了時点）で、設計書及び見積書等（以下「暫定確定見積」という。）を町に提出し、町の確認・合意を得るものとする。暫定確定見積は契約上限額の範囲内で設定し、町は暫定確定見積の合意をもって、令和 9 年度以降の工事着手を承認する。

(3) 設計変更の取扱い

実施設計完了後（令和 8 年度以降）に設計内容に変更が生じる場合は、その都度、変更後の設計書及び見積書等を提出し、町の確認・合意を得るものとする。ただし、設計変更は契約上限額の範囲内での調整に限るものとし、契約上限額を超える増額変更は行わない。

(4) 物価変動・人件費高騰への対応

受託者は、工事費が契約上限額に収まるよう調整する義務を負うものとする。物価上昇、人件費高騰その他受託者の責めに帰することができない増額要因により、工事費が契約上限額を超過するおそれがある場合には、仕様縮減、代替案の採用その他合理的な方法により、契約上限額の範囲内で調整するための協議を行うものとする。

(5) 令和 10 年度（3 年目）竣工前の最終見積合わせと変更契約

町及び受託者は、令和 10 年度の工事竣工前（3 年目完了前）に、暫定確定見積及びその後の設計変更を反映した最終的な設計書及び見積書等に基づき見積合わせを行う。当該見積書等の金額が契約上限額以下である場合に限り、工事請負契約の変更契約（以下「最終変更契約」という。）を締結するものとする。最終変更契約は 1 回のみとし、契約金額の確定を目的とするものとする。

(6) 監理業務契約の締結

本工事請負契約の締結に併せて、【添付 5】工事監理業務委託契約書（案）及び事業実施協定書に基づき、工事監理業務委託契約を別途締結するものとする。工事監理業務は、設計及び施工から独立した立場で実施するものとする。

4 契約保証金の納付等

優先交渉権者は、浪江町財務規則（昭和 57 年 11 月 22 日規則第 14 号、第 97 条）に基づき、工事請負契約が効力を生じる議決の日までに、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する契約保証金を町に納付しなければならない。ただし、優先交渉権者は、以下のいずれかの方法により、契約保証金の納付の免除を受けることができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

5 契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、町と協議のうえ決定する。

- (1) 工事請負仮契約書
- (2) 事業実施協定書
- (3) 共同企業体協定書
- (4) 質問回答書
- (5) 技術提案書
- (6) 要求水準書等

V その他

1 技術提案資料の取扱い

優先交渉権者の提案内容について、実施設計業務の過程において、町との協議により具体的仕様その他を決定する。

2 情報の提供

町は、本事業に関する情報提供を、町ホームページを通じて適宜行う。

3 町の担当窓口（問い合わせ先）

浪江町役場産業振興課 新エネルギー推進係

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2

電 話 : 0240-23-5713

電子メール : namie15050@town.namie.lg.jp